ぜひ、ご一読ください。
自治会は人と人をつなぐ大切な組織です・・・

自治会活動の手引き

概要版

町会や自治会の活動を通じて地域の皆さまが協力し合うことは、それぞれの地域で皆さまがより暮らしやすくなるために、とても大切なことです。

そこで、「町会や自治会ではどんな活動をしているの？」といった疑問解消の手立てや自治会運営の指針としていただくため、「自治会活動の手引き」（全 22 ページ）を作成しました。
これは、その概要版です。

「自治会活動の手引き【第１版】」は桐生市ホームページでもごらんになれるほか、各地区の公民館や区長・町会長にお配りしますので、お住まいの町内会運営等のためにご活用いただければ幸いです。

この「自治会活動の手引き」が、皆さまの日々の暮らしのために少しでもお役に立てるように願っています。

桐生市区長連絡協議会・桐生市

●自治会について

自治会ってどういうの？

　自治会は、ある一定の地域（町または字の区域）に暮らす住民で構成される「地縁による団体」あるいは「住民自治組織」といわれる団体です。

自治会の役割は？

◆　地域での人と人との支え合い

ご近所とのお付き合いを通じ、いざというとき支え合えるよう交流を深めています。

◆　行事などのイベント開催

夏祭りや運動会などを通じて、住民同士の交流を深めています。

◆　安全・安心な地域づくり

防犯灯の維持管理、防犯パトロール、防災訓練などを行い、安心して暮らせる地域づくりをしています。

◆　地域の環境美化

ごみステーションの維持管理、地域清掃などを行い、地域の環境美化に努めています。

◆　子どもや高齢者の見守り

子どもや高齢者の見守り声かけなどを通じて、安心して子育てや生活ができる環境づくりをしています。

◆　地域資源の保護・伝承

地域固有の伝統や習慣などを守り伝承し、魅力ある地域づくりをしています。

◆　住民主体の地域づくり

現在の課題や地域のこれからについて、住民が自分たちで考え、さまざまな活動に取り組んでいます。

◆　行政とのパイプ役

暮らしに役立つ情報提供や、地域の課題に対する行政の相談窓口の役割を担っています。

桐生市の状況は？

　桐生市の住民自治組織は、１２５の「町会、自治会」で構成されており、それぞれの地区の連合組織として 22 の「区」が存在します。

　また、自治組織の全市的な取りまとめや連絡・調整を円滑に行うため、地区の代表者で構成される「桐生市区長連絡協議会」が組織されています。

●まずは仕組み（ルール）づくり

地域に関する課題や問題を解決するにあたっては、その地域に関係するすべての人や組織の意思を尊重するよう努めなければなりません。

少数意見を尊重しつつ問題解決に取り組むには、民主的なルールを作り、そのルールに従って話し合いながら運営していくことが望ましいのです。

「いろいろな考え方の人がいる。」ということをあたり前であると認識したうえで、組織としての意見や考え方を取りまとめるということが民主的な考え方であると言えます。

① 会則（規約）

自治会活動の基本となる取り決め（ルール）のことです。

会則（規約）を中心とした活動は民主的な活動の運営には欠かせないものであり、会員の大多数が納得したうえで定められます。

② 執行役員

会長、副会長、会計、監査、町務員、班長・組長などです。

役員の選出は選挙、推薦、抽選、輪番制など様々なやり方がありますので、それぞれの一番望ましい形式を選択して会則に定めましょう。

③ 活動計画

年間を通しての行事予定や実施することについて、あらかじめ決めておきます。自治会としての地域の役割を念頭に活動を計画してみましょう。

●決めごと　―　会としての意思決定　―

自治会活動を行ううえで、行事や事業を計画したり、予算を立てるなど、物事を決定するためには、会員同士の話し合いの場が必要になります。

① 会議の種類

総　会

役員会

専門部会

② 会議の進め方

開催にあたっては、成立要件が満たされているか確認しましょう。

採決を行うにあたっては、できる限り大多数の賛成を得る努力をしてください。

③ 議事録について

会議の記録は要約して議事録としてまとめ、会員に周知しましょう。

●お金の管理

① 通帳、印章、現金の管理

安全で間違いのないお金の管理のため、団体の財布は個人の財布と区別し、集めたお金は速やかに金融機関口座に預金しましょう。

② 出納記録

お金の出入りを記録するため、帳簿を作成します。

③ 会計監査

収支予算書、収支決算書、帳簿、通帳、領収書等会計に係るすべての書類を確認します。委託料や補助金なども予算書や決算書に記載しましょう。

④ 決算報告

決算報告書は総会において報告し、会員の承認を得ましょう。

⑤ 予算（案）の承認

予算を組んで総会の承認を得ると言うことは、組織の資金の使途を決めるうえで、重要なことです。

⑥ 会のお金の考え方

自治会の資金は、所属する会員の共有財産です。

よって、その運用については透明性の確保が要求されます。支出は会の目的等に沿った形で、話し合いによってその使途を決めましょう。

●自治組織への事務委託について

契約の締結

平成１９年度まで桐生市から委嘱されていた行政協力委員が担っていた行政事務は、平成２０年度から市と自治組織との間で契約を結ぶことにより、これらの事務をそれぞれの自治組織が引き継いで行っています。

事務委託の内容

・広報紙及びその他周知文書の配付（毎戸配付や回覧）
・桐生市と地域住民との連絡に関すること
・公民連携により推進すべき施策や地域課題の解決に向けた活動への協力

＊詳しくは、桐生市ホームページ「自治会活動の手引き」をご確認ください。

自治会活動の手引き　概要版
平成 27 年７月発行
編集･発行：桐生市区長連絡協議会・桐生市
〒376-8501　桐生市織姫町１番１号
（桐生市市民生活部市民生活課内）
電話 0277-46-1111（代表）　内線 383
Ｅメール:shiminseikatsu@city.kiryu.lg.jp